平成18年度普通交付税及び地方特例交付金決定額等について

I 普通交付税

1. 普通交付税決定額(全国)

(単位:億円、%)

区分	平成18年度	平成17年度(当初算定)	対前年度伸率
道 府 県 分	84, 525	90, 492	Δ6. 6
市町村分	65, 002	68, 346	Δ4. 9
合 計	149, 527	158, 838	Δ5. 9

<参考> 交付基準額

(単位:億円、%)

区分	平成18年度	平成17年度	対前年度伸率
道 府 県 分	84, 974	90, 792	△6. 4
市町村分	65, 434	68, 654	△4. 7
合 計	150, 408	159, 446	△5. 7

※財源不足団体ベース

(注)交付基準額と普通交付税決定額との差は調整額である。

2. 本県分

(1)交付決定額

県 分 2,270億5,695万9千円

市町村分 1,688億4,171万9千円

(2)対前年度比較

ア 県分の交付決定額は、前年度に比べ 42億7,174万6千円(△1.8%)の減となった。

イ 市町村分の交付決定額は、前年度に比べ 46億8,896万3千円(△2.7%)の減となった。 (市町村別決定額は別紙1のとおり)

なお、昨年度交付団体であった東通村が、原子力発電所の営業運転開始により固定資産税 (償却資産)が大幅に増加したため、不交付団体に移行したが、当該団体分を除いた市町村分 の交付決定額は、前年度に比べ 25億8,949万2千円(△1.5%)の減となっている。

また、六ヶ所村は平成8年度から引き続き不交付団体となっている。

(単位:千円、%)

区分	平成18年度	平成17年度(当初算定)	差引増減	伸率
県 分	227, 056, 959	231, 328, 705	Δ4, 271, 746	Δ1. 8
市町村分	160 041 710	173, 530, 682	Δ4, 688, 963	Δ2. 7
(東通村除く)	168, 841, 719	(171, 431, 211)	(Δ2, 589, 492)	(∆1.5)
合 計	205 202 672	404, 859, 387	Δ8, 960, 709	Δ2. 2
(東通村除く)	395, 898, 678	(402, 759, 916)	(Δ6, 861, 238)	(Δ1. 7)

なお、普通交付税決定額に臨時財政対策債の発行可能額を加えた額(交付団体ベース)は、県分が 2,493億9,758万円、市町村分が 1,857億3,194万円で、前年度に比しそれぞれ2.6%(67億1,928万5千円)、2.5%(47億9,514万2千円)の減となっている。(近年の交付額の推移は別紙2のとおり)

<参考> 交付基準額

(単位:千円、%)

区 分	平成18年度	平成17年度	差引増減	伸率
県 分	227, 878, 752	231, 863, 242	Δ3, 984, 490	Δ1. 7
市町村分	169, 565, 146	174, 016, 772	Δ4, 451, 626	Δ 2.6
(東通村除く)	169, 565, 146	(171, 911, 887)	(△2, 346, 741)	(△1.4)
合 計	207 442 909	405, 880, 014	△8, 436, 116	Δ2. 1
(東通村除く)	397, 443, 898	(403, 775, 129)	(Δ6, 331, 231)	(Δ1. 6)

※財源不足団体ベース。なお、交付基準額と普通交付税決定額との差は調整額である。

Ⅱ 臨時財政対策債発行可能額

1. 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成16年度から平成18年度の間、地方財政法第5条の特例債として発行されるもの(平成13年度から平成15年度までにおいても同様に発行。)。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入される。

2. 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

平成18年度における臨時財政対策債発行可能額の算出方法は、発行可能額を算定するための[単価]を設け、これに[各地方公共団体の人口]及び[その他の諸費(経常経費)に係る補正係数の一定部分]を乗じて算出。

3. 臨時財政対策債発行可能額(全国)

(単位:億円、%)

区分	平成18年度	平成17年度	対前年度伸率
都道府県分	14, 536	16, 116	Δ9. 8
市町村分	14, 536	16, 121	Δ9. 8
合 計	29, 072	32, 236	△9. 8

※端数処理の結果、単純合計と合計欄の数値とは一致しない箇所がある。

不交付団体を含む。

4. 本県分

県 分 223億4,062万1千円

市町村分 172億7,539万9千円(市町村別発行可能額は別紙3のとおり)

(単位:千円、%)

区分	平成18年度	平成17年度	差引増減	伸率
県 分	22, 340, 621	24, 788, 160	Δ2, 447, 539	Δ9. 9
市町村分	17, 275, 399	19, 519, 253	Δ2, 243, 854	△11. 5
合 計	39, 616, 020	44, 307, 413	Δ4, 691, 393	Δ10. 6

※不交付団体を含む。

Ⅲ 地方特例交付金

1. 地方特例交付金の概要

【減税補てん特例交付金】

平成11年度から実施されている恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として交付するもの。

【児童手当特例交付金】(平成18年度創設)

平成18年度から実施される児童手当の制度拡充に伴う地方負担の増加に対応するために交付するもの。

上記交付金は、いずれも普通交付税の交付・不交付にかかわらず、全団体が交付対象となっている。

2. 交付額の算定方法

【減税補てん特例交付金】

都道府県分にあっては、道府県民税所得割、法人税割及び法人事業税の減収見込額の概ね4分の3に相当する額から、たばこ税の増収見込額及び法人事業税の減収見込額(普通交付税交付見込団体のみ)を控除した額。

市町村分にあっては、市町村民税所得割及び法人税割の減収見込額の4分の3に相当する額から、たばこ税の増収見込額を控除した額。

【児童手当特例交付金】

各都道府県(各市町村)の児童手当支給対象児童数により、それぞれ352億円を按分した額。

3. 地方特例交付金交付決定額(全国)

(単位:億円、%)

区分	平成18年度	平成17年度	対前年度伸率
都道府県分	2, 809	8, 726	△67. 8
うち減税補てん特例交付金	2, 457	2, 434	0. 9
うち児童手当特例交付金	352	_	皆増
うち税源移譲予定特例交付金	_	6, 292	皆減
市町村分	5, 351	6, 454	△17. 1
うち減税補てん特例交付金	4, 999	6, 454	△22. 5
うち児童手当特例交付金	352	_	皆増
合 計	8, 160	15, 180	Δ46. 2
うち減税補てん特例交付金	7, 456	8, 888	△16. 1
うち児童手当特例交付金	704	_	皆増
うち税源移譲予定特例交付金	_	6, 292	皆減

※税源移譲予定特例交付金は所得譲与税により措置されることに伴い平成18年度廃止された。

4. 本県分

県 分 6億 984万9千円

市町村分 32 億 2,626 万 1 千円 (市町村別決定額は別紙4のとおり)

(単位:千円、%)

区分	平成18年度	平成17年度	対前年度伸率
県 分	609, 849	9, 285, 697	△93. 4
うち減税補てん特例交付金	192, 334	852, 696	△77. 4
うち児童手当特例交付金	417, 515	_	皆増
うち税源移譲予定特例交付金	_	8, 433, 001	皆減
市町村分	3, 226, 261	4, 110, 891	△21. 5
うち減税補てん特例交付金	2, 809, 527	4, 110, 891	△31. 7
うち児童手当特例交付金	416, 734	_	皆増
合 計	3, 836, 110	13, 396, 588	△71. 4
うち減税補てん特例交付金	3, 001, 861	4, 963, 587	△39. 5
うち児童手当特例交付金	834, 249	_	皆増
うち税源移譲予定特例交付金	_	8, 433, 001	皆減